

りそな企業年金研究所

りそな年金FAX情報



<<確定給付企業年金関連>>

平成22年5月14日

育児・介護休業法の改正に伴う確定給付企業年金規約への影響について

育児・介護休業法(※1)が平成22年6月30日付で改正施行(※2)されることとなりましたが、これに伴い、厚生労働省より、確定給付企業年金の規約にて実施事業所の育児・介護休業に関する規程を引用している場合(※3)は、規約変更手続きが必要な場合がある旨の連絡がありました。

具体的にどのような場合にどのような変更手続きが必要となるのか、という点については、今後、厚生労働省に確認してまいります。取り急ぎ、現時点で明確になっている点についてご案内いたします。

【現在採用されている制度内容に応じた規約変更の必要性】

- 育児・介護休業期間を「給付額算定用加入者期間に算入する」こととしている場合であって、平成22年6月30日以降もその取扱いを変更しない場合
…規約の変更手続きは不要です。

- 育児・介護休業期間を「給付額算定用加入者期間に算入しない(ポイント制の場合はポイント付与の対象期間としない)」こととしている場合、または育児・介護休業期間中は「加入者から除外する」扱いとしている場合

▼育児・介護休業法の改正により新たに導入される介護休暇等について、「給付額算定加入者期間に算入する(ポイント制の場合はポイント付与の対象期間とする)」または「加入者から除外しない」こととする場合

- …規約で引用している育児・介護休業に関する規程の名称や引用条項が変更になる場合は行政あて規約変更届出手続きが必要です。

(規程の名称や引用条項が変更にならない場合に、行政あて規約変更手続きの必要性については厚生労働省あて確認中です。)

▼育児・介護休業法の改正により新たに導入される介護休暇等について、「給付額算定加入者期間に算入しない(ポイント制の場合はポイント付与の対象期間としない)」または「加入者から除外する」こととする場合

- …規約変更承認(認可)申請手続きが必要です。

(減額変更扱いとなるか否かはケースにより異なります。)

【規約変更が必要である場合の規約変更日】

- ◎ 規約変更手続きが必要な場合の規約変更日は、法改正日である「平成22年6月30日」となります。やむを得ない理由で規約変更手続きが6月30日までに完了できない場合は、規約変更の適用日を6月30日まで遡及することは可能(減額変更扱いとされた場合は遡及は不可)とされています。

- ※1 育児・介護休業法(正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」)の改正内容については、厚生労働省のHP(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>)をご参照ください。
- ※2 常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年6月30日付で改正施行される部分もあります。
- ※3 「育児・介護休業に関する規程」は、必ずしも各事業所にて就業規則から独立させた規程とする必要はありませんので、就業規則等の条項の一部を変更する場合も含まれます。

本件に関するご質問などは、弊社の「営業担当者」までお問合せください。

<ご照会先>

りそな銀行 信託営業部 東京 03-6704-3415
大阪 06-6268-1845

以 上